「小樽市自治基本条例(原案の概要)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数 2 人

2 意見等の件数 2 件

3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 0 件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	原案の前文後段に「誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるために」と規定しているが、これは小樽市民にとっての願いでもあると思うので、第9章又は第10章に改めて「市民誰もが住みよいを実感できる郷土愛に根ざした魅力あるまちづくりを推進する」ことを明文化してはどうか。	小樽市自治基本条例を制定する目的は、「誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるために(前文)」、市民、議会、市の協働によって、「豊かで活力ある地域社会の実現(第1章総則)」を図ることです。御意見にありました「市民誰もが住みよいを実感できる郷土愛に根ざした魅力あるまちづくりを推進する」ことにつきましては、本条例の制定目的に包含されており、また、条例全体に関わることから個別の条項に改めて位置付けず、原案のとおりといたします。
2	第8章の行政運営にある『総合的な計画』で計画の見直しについて述べられているが、行政が都合よく計画を見直すことで、市民との約束を反故にしてしまうように感じられる。文言の選択については、市民に不都合な解釈がなされないよう徹底した議論をお願いしたい。	『総合的な計画』は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画であることから、安易に見直しを行うべきではありません。しかし、財政状況、経済状況及び社会情勢に大きな変化があった場合には、実情に即したよりよい計画としていくことも必要です。小樽市自治基本条例では、これらの状況に対応できるようにするため、『総合的な計画』の見直しの検討について定めたものです。なお、上記により見直しが必要となった場合には、市民の皆さんからの御意見を伺い、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。
3		
4		

- * 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。
- * 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。